



旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題

49.2.19

北東アジア課

1. 1月25日、韓国側から一括返還要請のあつた本件について検討の結果、当方としては現段階で遺骨は遺族ないし縁故者又はそれらの者の有効な代理受領委任状をもつ者（韓国、北朝鮮の別は問わない）に返還するとの従来の方式を変更すべき十分な理由を見出し得ず、その旨と合せて以下の点を韓国側に通報する。
2. 上記「遺族ないし縁故者」とは、韓国民法第777条に規定されている「親族」とする。

(注) 韓国民法第777条に定める「親族」

1. 8親等以内の父系血族
2. 4親等以内の母系血族
3. 夫の8親等以内の父系血族
4. 夫の4親等以内の母系血族
5. 妻の父母
6. 配偶者

秘密指定解除

公文書監理室

秘

3. 返還を希望する者には、死没者との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本（又は抄本）、本人の現住地を明らかにする書類を提出させることとし、具体的返還要請を受けたのち当方における審査の見通しを立てた上で返還期日、 輸送要領等を決定するものとする。

なお返還実施にあたっては、事前に韓国政府に返還遺骨名（リスト）を通報するものとする。